

「受精卵診断で2組出産」の報道に接して

今朝、「受精卵診断で2組出産 慶応大、初の学会承認例」の報道（「報道記事」は、2 Pに貼付：参照）があった。

この慶応大の日本産科婦人科学会への着床前診断の申請の件については、先に当HP「またまた、着床前診断に纏わる報道に接して…（「雑学BN」のマスコミ等コメント関係（I）P、2004.6.19.：参照）」で記載していたが、ついに実際に応用事例が生じたようである。

着床前診断、出生前診断の問題については、当HPの、マスコミ等コメント関係（I）P、2004.2.5.「『受精卵診断 男女産み分け』の報道に接して」、2005.3.2.「生命は授かるもの？選別して作るもの？」、マスコミ等コメント関係（II）P、2005.4.10.「胎児の細胞利用の最先端医療と倫理問題」、2005.5.22.「『兄弟の難病治療に、受精卵診断で子を出産』」の報道に接して、マスコミ等コメント関係（III）P、2006.04.06.「『告知で妊婦に動揺も 胎児超音波検査』」の記事に接して」等で、何度も「生命現象」を人の意図で左右することへの危惧に触れてきた。

今回の報道は、国内で初めての受精卵診断の公的手続きに従った申請・承認による出産事例報道だけに、その危惧が現実味を帯びて更に拡大、拡散して行く社会になるのではないかと思わざるを得ない。

人類が目指す文明の発達とは、生命活動の一属性をもって、周りがある存在を左右してもいいという社会なのだろうか？

「着床前診断は、DNAに関係する難病故の問題に限定し、手続き等を厳しくして歯止めをかける」というのであろうが、こうした問題は一旦線引きが示されると、その周辺の問題への拡大・応用が予想されるのは、世の常である。

これからの医療の世界はDNA診断技術が益々容易になるだろうし、何をもって存在が承認され、何をもって不要な存在というのであろうか。

その線引きは何を基準とするのか、改めてみなさんにお尋ねしたい。

（2006年9月22日 記）

受精卵診断で2組出産 慶応大、初の学会承認例

2006年09月22日01時03分

慶応大学の吉村泰典教授らは、体外受精させた受精卵のうち遺伝子異常のないものだけを母親に戻す受精卵診断を4組の夫婦に実施して、うち2組が出産したと、21日、長野県軽井沢町で始まった日本受精着床学会で報告した。日本産科婦人科学会（日産婦）の手続きに従った受精卵診断では、初の出産例だ。

吉村さんによると、受精卵診断を受けたのは、遺伝的にデュシェンヌ型筋ジストロフィー病の子どもが生まれる可能性の高い4組の夫婦。遺伝子に異常のない受精卵を計7回、母親の胎内に戻した結果、2組が今年3月と6月に出産した。デュシェンヌ型筋ジスは筋力が徐々に低下する病気で心臓や肺の機能にも障害が広がり、若くして命にかかわる。

日産婦は04年7月に、国内で初めて慶応大の受精卵診断の申請を承認。以降、20例の申請があり、慶応大の計6例、名古屋市立大の1例を承認している。ほかに、日産婦の手続きを経ず、習慣流産を防ぐなどの目的で受精卵診断を行い、出産した例もある。

日産婦倫理委員会の委員長も務める吉村さんは「今回、学内と学会の審議で合わせて約1年かかった。反対もある以上、丁寧に合意を得る努力が必要な一方、子どもを望む人にとって1年が長すぎる場合もある。半年ほどで審議が終わるシステム作りを目指したい」と言っている。